

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和6年2月26日(2024.2.26)

【国際公開番号】WO2023/167263

【出願番号】特願2023-567189(P2023-567189)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30(2006.01)

H 10 K 50/86(2023.01)

H 10 K 59/10(2023.01)

B 32 B 27/36(2006.01)

B 32 B 7/023(2019.01)

B 32 B 27/40(2006.01)

G 09 F 9/00(2006.01)

G 02 F 1/1335(2006.01)

10

【F I】

G 02 B 5/30

H 10 K 50/86

H 10 K 59/10

B 32 B 27/36

20

B 32 B 7/023

B 32 B 27/40

G 09 F 9/00 313

G 02 F 1/1335510

【手続補正書】

【提出日】令和5年11月1日(2023.11.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリエチルフィルム上に易接着層を有する易接着層付きポリエチルフィルムであって、前記ポリエチルフィルムは鉛筆硬度がB以上であり、前記易接着層の表面の q/a の平均値が1.60以下である、易接着層付きポリエチルフィルム。

< q/a の平均値の算出 >

前記易接着層の表面の $10\mu m \times 10\mu m$ の領域を原子力間顕微鏡の位相モードで測定する。前記測定により、易接着層の表面の位相信号の分布を得る。位相信号の単位は[deg]である。

下記式1で示される位相信号の算術平均値を a とする。下記式2で示される位相信号の二乗平均平方根を q とする。

(下記式1及び下記式2では、位相信号の平均値を示す基準表面に直交座標軸X、Y軸を置いて、基準表面に直交する軸をZ軸として、位相信号の曲面を $f(x, y)$ としている。下記式1及び下記式2では、 a 及び q を算出する領域の大きさを L_x 、 L_y としている。下記式1及び下記式2において、 $A_r = L_x \times L_y$ である。)

$10\mu m \times 10\mu m$ の測定領域内から、 $2\mu m \times 2\mu m$ の領域を7箇所選定する。7箇所の a 、 q 及び q/a を算出する。7箇所の q/a から最大値及び最小値を除外した、5箇所の q/a に基づき、 q/a の平均値を算出する。

40

50

【数1】

$$\delta a = \frac{1}{Ar} \int_0^{Lx} \int_0^{Ly} |f(x, y)| dx dy \quad \dots \text{式1}$$

【数2】

$$\delta q = \sqrt{\frac{1}{Ar} \int_0^{Lx} \int_0^{Ly} f^2(x, y) dx dy} \quad \dots \text{式2}$$

10

20

20

【請求項2】

前記5箇所の q / a に基づいて算出した、 q / a の変動係数が 0 . 0 4 0 以下である、請求項1に記載の易接着層付きポリエステルフィルム。

【請求項3】

前記ポリエステルフィルムの面内における遅相軸方向の屈折率を n_x 、同面内において遅相軸に直交する方向の屈折率を n_y と定義した際に、 n_x と n_y とが下記の関係を満たす、請求項1に記載の易接着層付きポリエステルフィルム。

$n_x - n_y = 0 . 0 2 5 0$

【請求項4】

前記ポリエステルフィルムの厚みが 10 μm 以上 7 5 μm 以下である、請求項1に記載の易接着層付きポリエステルフィルム。

【請求項5】

前記ポリエステルフィルムの表面から深さ 20 μm までのエロージョン率の平均を E_{0-20} と定義した際に、前記ポリエステルフィルムの E_{0-20} が 1 . 4 $\mu m / g$ 以上である、請求項1に記載の易接着層付きポリエステルフィルム。

【請求項6】

前記ポリエステルフィルムの面内位相差が 4 5 0 nm 以上 1 2 0 0 nm 以下である、請求項1に記載の易接着層付きポリエステルフィルム。

30

【請求項7】

前記易接着層がポリエステル成分及びポリウレタン成分を含む、請求項1に記載の易接着層付きポリエステルフィルム。

【請求項8】

請求項1に記載のポリエステルフィルムの前記易接着層上に、 1 以上の機能層を有する、光学積層体。

【請求項9】

前記1以上の機能層のうち、前記易接着層と接する機能層が、電離放射線硬化性樹脂組成物の硬化物を含む、請求項8に記載の光学積層体。

40

【請求項10】

前記光学積層体の前記機能層を有する側の表面は、純水に対する接触角が 8 0 度以上である、請求項8に記載の光学積層体。

【請求項11】

偏光子と、前記偏光子の一方の側に配置された第一の透明保護板と、前記偏光子の他方の側に配置された第二の透明保護板とを有する偏光板であって、前記第一の透明保護板及び前記第二の透明保護板の少なくとも一方が、請求項8 ~ 10 の何れかに記載の光学積層体であり、前記機能層側の面が前記偏光子と反対側を向くように前記光学積層体が配置された、偏光板。

【請求項12】

50

樹脂板又はガラス板上に光学積層体を貼り合わせた画像表示装置用の表面板であって、前記光学積層体が請求項8～10の何れかに記載の光学積層体であり、前記機能層側の面が前記樹脂板又は前記ガラス板と反対側を向くように前記光学積層体が配置された、画像表示装置用の表面板。

【請求項 13】

表示素子上に、請求項8～10の何れかに記載の光学積層体が配置された、画像表示装置。

10

20

30

40

50